

県南海区許可（西彼海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
手繰第2種自家用餌料びき網漁業	小型機船底びき網漁業	手繰第2種自家用餌料びき網漁業（外海地区）	共同漁業権南共同第48号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料びき網漁業（崎戸地区）	共同漁業権南共同第56号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
1 そうびきいか船びき網漁業	機船船びき網漁業	1 そうびきいか船びき網漁業（面高地区）	共同漁業権南共第54号内の（1）天久保松山崎地先NO.1、（2）天久保松山崎地先NO.2、（3）天久保馬込地先、（4）黒口塩谷地先、（5）黒口葉迫地先 （1）天久保松山崎地先NO.1 基点1 長崎県西海市西海町天久保郷松山崎2512番地東端 基点2 基点1から西方海岸沿いに60mのところ 基点3 基点2から180度60mのところ 基点4 基点1から180度60mのところ 以上の基点2、3、4、1を順に結んだところ （2）天久保松山崎地先NO.2 基点1 長崎県西海市西海町天久保郷松山崎2490番地西端より北西に30mのところ 基点2 基点1から南東方向海岸沿いに30mのところ 基点3 基点2から180度60mのところ 基点4 基点1から180度60mのところ 以上の基点2、3、4、1を順に結んだところ （3）天久保馬込地先 基点1 長崎県西海市西海町天久保郷馬込2319番地東端より東方に30mのところ 基点2 基点1から西方海岸沿いに30mのところ 基点3 基点2から180度60mのところ 基点4 基点1から180度60mのところ 以上の基点2、3、4、1を順に結んだところ （4）黒口塩谷地先 基点1 長崎県西海市西海町黒口郷塩谷2081-1番地西端 基点2 基点1から西方海岸沿いに60mのところ 基点3 基点2から0度60mのところ 基点4 基点1から0度60mのところ 以上の基点2、3、4、1を順に結んだところ （5）黒口葉迫地先 基点1 長崎県西海市西海町黒口郷葉迫2363-1番地西端の海岸線より東方に40mのところ 基点2 基点1から西方海岸沿いに20mのところ 基点3 基点2から0度60mのところ 基点4 基点1から0度60mのところ 以上の基点2、3、4、1を順に結んだところ	4月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（西彼海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
あわび、さざえ、なまこ潜水器漁業	潜水器漁業	あわび、さざえ、なまこ潜水器漁業（大瀬戸地区）	<p>共同漁業権南共第51号の区域のうち、次の14、カ、チ、リ、イ、ル、又、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点1 西海市大瀬戸町鴨崎南西端 基点2 同市同町松島内郷ピン島頂上 基点4 同市同町松島外郷広瀬鼻南西端 基点5 同市同町松島外郷ロワタシの鼻東端 基点6 同市同町瀬戸福島郷立瀬頂上 基点7 同市同町松島外郷五ヶ島北東端 基点8 同市同町瀬戸福島郷白瀬頂上 基点9 同市同町松島内郷丸子島突端（標柱No.1） 基点14 同市同町松島外郷広瀬鼻南東端</p> <p>点イ 1から270度 800メートルのところ ト 4から135度 700メートルのところ チ 5と6を結ぶ直線の中央のところ リ 7と8を結ぶ直線の中央のところ 又 9から350度 400メートルのところ ル 2から90度 1,300メートルのところ カ 14から135度の直線と点トとチを結んだ直線との交点</p>	あわび 12月21日から 10月31日まで さざえ 1月1日から12月 31日まで なまこ 11月1日から3月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県西海市に住 所を有する者	対象としない	対象とする
がんがぜ潜水器漁業	潜水器漁業	がんがぜ潜水器漁業（平島地区）	<p>共同漁業権南共第61号の区域のうち、次の点6、ホ、へ、5、チの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点 1 西海市崎戸町平島竜崎北端 2 同市同町平島黒崎北端 3 同市同町平島相崎の鼻西端 4 同市同町平島名乗瀬頂上 5 同市同町平島元ノ瀬頂上 6 同市同町菰崎鼻南端</p> <p>点 イ 1から0度 1,000メートル ロ 2から0度 1,000メートル ハ 3から285度 1,100メートル ニ 4から270度 2,500メートル ホ 4から180度 3,000メートル ヘ 5から90度 1,000メートル ト 1から90度 1,000メートル チ 5から270度 最高高潮時海岸線のところ</p>	6月25日から1月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県西海市に住 所を有する者	対象としない	対象とする
はえなわ式ぬたうなぎかご漁業	かご漁業	はえなわ式ぬたうなぎかご漁業（野母崎三和地区）	共同漁業権南共第34号の区域	11月1日から3 月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住 所を有する者	対象とする	対象とする
雑魚地びき網漁業	地びき網漁業	雑魚地びき網漁業（野母崎三和地区）	共同漁業権南共第35号の区域	1月1日から12月 31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住 所を有する者	対象としない	対象としない

県南海区許可（西彼海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
はえなわ式雑魚かご漁業	かご漁業	はえなわ式雑魚かご漁業（伊王島地区）	共同漁業権南共第42号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式ばいかご漁業		はえなわ式ばいかご漁業（茂木地区）	共同漁業権南共第33号の区域	4月1日から6月30日まで及び12月1日から1月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
きびなさし網漁業	さし網漁業	きびなさし網漁業（長崎県みなと地区）	長崎県神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権南共第48号以外の共同漁業権の区域を除く。	4月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式ぬたうなぎかご漁業	かご漁業	はえなわ式ぬたうなぎかご漁業（新三重地区）	<p>A：共同漁業権南共第46号の区域</p> <p>C：長崎県神楽島南西端を通過する東西（緯度）の線以北及び佐世保市高後崎を通過する東西の線以南のうち、「北緯32度58分12秒（日本測地系：32度58分）の緯度線以南の次の点イ、ロ、ハ、ニを順次結んだ線より以西の区域」を除いた長崎県南部海区。ただし、共同漁業権漁場及び大村湾（長崎県漁業調整規則第39条に定める区域）を除く。</p> <p>点イ 北緯32度58分12秒（日本測地系：32度58分）、東経129度28分52秒（日本測地系：129度29分）の点</p> <p>ロ 北緯32度52分12秒（日本測地系：32度52分）、東経129度28分52秒（日本測地系：129度29分）の点</p> <p>ハ 北緯32度52分12秒（日本測地系：32度52分）、東経129度31分52秒（日本測地系：129度32分）の点</p> <p>ニ 長崎県神楽島南西端を通過する緯度線と東経129度31分52秒（日本測地系：129度32分）緯度線との交点</p> <p>C'：長崎県神楽島南西端を通過する東西（緯度）の線以北及び佐世保市高後崎を通過する東西の線以南のうち、「北緯32度58分12秒の緯度線以南の、次の点ホ、ヘを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線及び点ト、チを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線及び点リ、ヌ、ルを順次結んだ直線により結ばれた線より以西の区域」を除いた長崎県南部海区。ただし、共同漁業権漁場及び大村湾を除く。</p> <p>点ホ 西海市崎戸町芋島南端及び西海市大瀬戸町松島蟹島西端とを結ぶ直線と北緯32度58分12秒の緯度線との交点</p> <p>ヘ 西海市崎戸町芋島南端及び西海市大瀬戸町松島蟹島西端とを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線との交点</p> <p>ト 西海市大瀬戸町松島広瀬鼻南端及び長崎県外海町大壘島大瀬戸灯台とを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線との交点</p> <p>チ 西海市大瀬戸町松島広瀬鼻南端及び長崎県外海町大壘島大瀬戸灯台とを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線との交点</p> <p>リ 長崎県外海町大壘島大瀬戸灯台及び点ヌとを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線との交点</p> <p>ヌ 北緯32度52分、東経129度37分6秒の点</p> <p>ル 長崎県神楽島南西端を通過する東西（緯度）の線と東経129度37分6秒の緯度線との交点</p>	<p>A区域 10月1日から7月31日まで</p> <p>C区域 10月1日から3月31日まで</p> <p>C'区域 4月1日から7月31日まで</p>	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（西彼海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
はえなわ式ぬたうなぎかご漁業	かご漁業	はえなわ式ぬたうなぎかご漁業（西海大崎地区①）	<p>A：共同漁業権南共第56号の区域</p> <p>C：長崎市神楽島南西端を通過する東西（緯度）の線以北及び佐世保市高後崎を通過する東西の線以南のうち、「北緯32度58分12秒（日本測地系：32度58分）の緯度線以南の次の点イ、ロ、ハ、ニを順次結んだ線より以西の区域」を除いた長崎県南海区。ただし、共同漁業権漁場及び大村湾（長崎県漁業調整規則第39条に定める区域）を除く。</p> <p>点イ 北緯32度58分12秒（日本測地系：32度58分）、東経129度28分52秒（日本測地系：129度29分）の点</p> <p>ロ 北緯32度52分12秒（日本測地系：32度52分）、東経129度28分52秒（日本測地系：129度29分）の点</p> <p>ハ 北緯32度52分12秒（日本測地系：32度52分）、東経129度31分52秒（日本測地系：129度32分）の点</p> <p>ニ 長崎市神楽島南西端を通過する緯度線と東経129度31分52秒（日本測地系：129度32分）緯度線との交点</p> <p>C'：長崎市神楽島南西端を通過する東西（緯度）の線以北及び佐世保市高後崎を通過する東西の線以南のうち、「北緯32度58分12秒の緯度線以南の、次の点ホ、ヘを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線及び点ト、チを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線及び点リ、ヌ、ルを順次結んだ直線により結ばれた線より以西の区域」を除いた長崎県南海区。ただし、共同漁業権漁場及び大村湾を除く。</p> <p>点ホ 西海市崎戸町芋島南端及び西海市大瀬戸町松島鬺島西端とを結ぶ直線と北緯32度58分12秒の緯度線との交点</p> <p>ヘ 西海市崎戸町芋島南端及び西海市大瀬戸町松島鬺島西端とを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線との交点</p> <p>ト 西海市大瀬戸町松島広瀬島南端及び長崎市外海町大墓島大瀬灯台とを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線との交点</p> <p>チ 西海市大瀬戸町松島広瀬島南端及び長崎市外海町大墓島大瀬灯台とを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線との交点</p> <p>リ 長崎市外海町大墓島大瀬灯台及び点ヌとを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線との交点</p> <p>ヌ 北緯32度52分、東経129度37分6秒の点</p> <p>ル 長崎市神楽島南西端を通過する東西（緯度）の線と東経129度37分6秒の緯度線との交点</p>	<p>A区域</p> <p>10月1日から7月31日まで</p> <p>C区域</p> <p>10月1日から3月31日まで</p> <p>C'区域</p> <p>4月1日から7月31日まで</p>	定めなし	定めなし	長崎県西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式ぬたうなぎかご漁業（西海大崎地区②）	<p>A：共同漁業権南共第53号の区域</p> <p>C：長崎市神楽島南西端を通過する東西（緯度）の線以北及び佐世保市高後崎を通過する東西の線以南のうち、「北緯32度58分12秒（日本測地系：32度58分）の緯度線以南の次の点イ、ロ、ハ、ニを順次結んだ線より以西の区域」を除いた長崎県南海区。ただし、共同漁業権漁場及び大村湾（長崎県漁業調整規則第39条に定める区域）を除く。</p> <p>点イ 北緯32度58分12秒（日本測地系：32度58分）、東経129度28分52秒（日本測地系：129度29分）の点</p> <p>ロ 北緯32度52分12秒（日本測地系：32度52分）、東経129度28分52秒（日本測地系：129度29分）の点</p> <p>ハ 北緯32度52分12秒（日本測地系：32度52分）、東経129度31分52秒（日本測地系：129度32分）の点</p> <p>ニ 長崎市神楽島南西端を通過する緯度線と東経129度31分52秒（日本測地系：129度32分）緯度線との交点</p> <p>C'：長崎市神楽島南西端を通過する東西（緯度）の線以北及び佐世保市高後崎を通過する東西の線以南のうち、「北緯32度58分12秒の緯度線以南の、次の点ホ、ヘを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線及び点ト、チを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線及び点リ、ヌ、ルを順次結んだ直線により結ばれた線より以西の区域」を除いた長崎県南海区。ただし、共同漁業権漁場及び大村湾を除く。</p> <p>点ホ 西海市崎戸町芋島南端及び西海市大瀬戸町松島鬺島西端とを結ぶ直線と北緯32度58分12秒の緯度線との交点</p> <p>ヘ 西海市崎戸町芋島南端及び西海市大瀬戸町松島鬺島西端とを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線との交点</p> <p>ト 西海市大瀬戸町松島広瀬島南端及び長崎市外海町大墓島大瀬灯台とを結ぶ直線と共同漁業権南共第51号の外郭線との交点</p> <p>チ 西海市大瀬戸町松島広瀬島南端及び長崎市外海町大墓島大瀬灯台とを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線との交点</p> <p>リ 長崎市外海町大墓島大瀬灯台及び点ヌとを結ぶ直線と共同漁業権南共第48号の外郭線との交点</p> <p>ヌ 北緯32度52分、東経129度37分6秒の点</p> <p>ル 長崎市神楽島南西端を通過する東西（緯度）の線と東経129度37分6秒の緯度線との交点</p>	<p>A区域</p> <p>10月1日から7月31日まで</p> <p>C区域</p> <p>10月1日から3月31日まで</p> <p>C'区域</p> <p>4月1日から7月31日まで</p>	定めなし	定めなし	長崎県西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（西彼海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
一重さし・三重さし網漁業	固定式さし網漁業	一重さし・三重さし網漁業（西彼外海海区）	長崎市神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		一重さし・三重さし網漁業（新三重地区）	A：長崎市神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権漁場を除く。 B：次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域。 基点1 長崎市神楽島南西端 点イ 1から真方位270度1, 340メートルの点 ロ 1から真方位240度1, 000メートルの点 ハ 1から真方位178.5度980メートルの点 ニ 1から真方位209度1, 700メートルの点 ホ 1から真方位242.5度1, 970メートルの点	A区域 1月1日から12月31日まで B区域 8月21日から5月20日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
一重さし網漁業		一重さし網漁業（西彼南部海域①）	次の点1、ア、イ、ウ、エ、オ、2を順次結んだ直線及び共同漁業権の外郭線によって囲まれた区域。 基点1 長崎市伊王島町真鼻北端 2 長崎市木場崎突端 点ア 1から正西に引いた線と、東経129度33.6分の線との交点。 点イ アから真方位185.5度の線と、熊本県天草郡苓北町都呂々と天草市下田との境界点から真方位312度1, 800メートルの点から正西に引いた線との交点。 点ウ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の線と熊本県天草郡苓北町都呂々と天草市下田との境界点から真方位312度1, 800メートルの点から正西に引いた線との交点。 点エ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の直線上、同灯台から10, 000メートルの点。 点オ 長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ線と、長崎市樺島南端と熊本県天草郡苓北町四季咲岬（牡蛎瀬崎）灯台とを結んだ線との交点。	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
三重さし網漁業		三重さし網漁業（伊王島西部海域）	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ直線で囲まれた区域。 イ 長崎市伊王島町真鼻北端から真方位270度2, 500メートルの地点 ロ 同市同町真鼻北端から真方位270度5, 500メートルの地点 ハ 同市高島町双子南端から真方位270度6, 800メートルの地点 ニ 同市高島町双子南端から真方位270度3, 800メートルの地点	1月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（西彼海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
三重さし網漁業	固定式さし網漁業	三重さし網漁業（野母崎三和地区）	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ直線で囲まれた区域。 イ 北緯32度33.558分、東経129度43.835分（日本測地系：32度33.356分、129度43.970分）の地点 ロ 北緯32度33.724分、東経129度44.626分（日本測地系：32度33.522分、129度44.761分）の地点 ハ 北緯32度31.870分、東経129度44.508分（日本測地系：32度31.668分、129度44.643分）の地点 ニ 北緯32度30.442分、東経129度41.812分（日本測地系：32度30.240分、129度41.947分）の地点	1月1日から3月10日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		三重さし網漁業（西彼外海海区）	長崎市神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式ふぐかご漁業	かご漁業	はえなわ式ふぐかご漁業（西彼外海海区）	長崎市神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権漁場を除く。	6月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式ふぐかご漁業（西彼南部海域②）	長崎県南部海区のうち、長崎市神楽島南西端から正西の線以南で、次のア、イ、ウ、エの各点を結んだ直線並びにウ点とエ点を結んだ直線の延長線以西の区域。 ただし、共同漁業権漁場を除く。 ア 長崎県長崎市野母崎樺島町樺島南端。 イ 長崎県長崎市二ノ岳頂上と熊本県天草郡苓北町四季咲岬（牡蛎瀬崎）灯台とを結んだ直線と長崎県長崎市野母崎樺島町樺島南端と長崎県南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）とを結んだ直線との交点。 ウ 長崎県長崎市野母崎樺島町樺島灯台と熊本県天草市肥後下田防波堤（下津深江）灯台とを結んだ直線において、長崎、熊本両県の陸岸からの中間点。 エ 長崎県長崎市野母崎樺島町樺島灯台から真方位174度（磁針方位で概ね180度）の直線上において、同灯台から10海里の点。	6月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（西彼海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
はえなわ式つぼ漁業	たこつぼ漁業	はえなわ式つぼ漁業（西彼外海海区）	長崎市神楽島南西端から正西の線以北及び佐世保市高後崎から正西の線以南の長崎県南部海区。ただし、大村湾及び共同漁業権漁場を除く。	4月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式つぼ漁業（西彼南部海域③）	長崎県南部海区のうち、長崎市伊王島町伊王島灯台から正西の線以南で、西海市崎戸町大立島から正南の線と、次のア、イ、ウ、エの各点を結んだ直線並びにウ点とエ点を結んだ直線の延長線で囲まれた区域。 ただし、共同漁業権漁場を除く。 ア. 長崎県長崎市野母崎樺島町樺島南端。 イ. 長崎県長崎市二ノ岳頂上と熊本県天草郡苓北町四季咲岬（牡蛎瀬崎）灯台とを結んだ直線と長崎県長崎市野母崎樺島町樺島南端と長崎県南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）とを結んだ直線との交点。 ウ. 長崎県長崎市野母崎樺島町樺島灯台と熊本県天草市肥後下田防波堤（下津深江）灯台とを結んだ直線において、長崎、熊本両県の陸岸からの中間点。 エ. 長崎県長崎市野母崎樺島町樺島灯台から真方位174度（磁針方位で概ね180度）の直線上において、同灯台から10海里の点。	4月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする
一	あわび漁業	あわび漁業（高島地区）	次の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた高島港内 1 長崎市高島町高島港標識A号 2 1から120度450メートルのところ 3 4から40度100メートルのところ 4 同市同町高島港標識B号	12月21日から10月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない
		あわび漁業（神ノ島東地区）	長崎市高鉾島周辺50mの区域。ただし共同漁業権南共第43号の区域は除く	12月21日から10月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない
		あわび漁業（神ノ島西地区）	1から7の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市神ノ島町神ノ島工業用地埋立地北角 2 1から311度220メートルのところ 3 同市同町神ノ島工業用地埋立地護岸標識（1より南方海岸沿いに317メートルのところ）から270度220メートルのところ 4 同市同町同標識から260度30分220メートルのところ 5 7から357度515メートルのところ 6 7から289度210メートルのところ 7 同市同町墓の下鼻北西端	12月21日から10月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない

県南海区許可（西彼海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
一	あわび漁業	あわび漁業（福田地区）	1 から9の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれたサンセットマリーナ周辺の海面 1 長崎市福田本町標識A 2 1から200度30分162メートルのところ 3 1から172度451メートルのところ 4 1から155度542メートルのところ 5 1から145度536メートルのところ 6 1から134度460メートルのところ 7 1から129度478メートルのところ 8 1から104度30分267メートルのところ 9 同市同町標識B（1から103度30分218メートルのところ）	12月21日から10月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない
		あわび漁業（大島地区）	1、2、3、4、5、6、7、8の各点を順次結んだ各直線、9と10の点を結んだ直線、11と12の点を結んだ直線及び各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市大島町黒瀬下り松鼻東南標識 2 1から190度30分342メートルのところ 3 1から146度30分800メートルのところ 4 同市同町ハチフリ南端標識から93度30分250メートルのところ 5 同市同町ハチフリ南端標識から92度77メートルのところ 6 同市同町ハチフリ南端標識から123度6メートルのところ 7 同市同町馬込標識A号 8 同市同町馬込標識B号 9 同市同町馬込標識C号 10 同市同町馬込標識D号 11 同市同町間瀬標識A号 12 同市同町間瀬標識B号	12月21日から10月31日	定めなし	定めなし	長崎県西海市に住所を有する者	対象としない	対象としない
		あわび漁業（崎戸地区）	共同漁業権南共第56号の区域	6月20日から8月31日及び12月21日から2月28日まで	定めなし	定めなし	長崎県西海市に住所を有する者	対象としない	対象としない
一	なまこ漁業	なまこ漁業（高島地区）	次の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた高島港内 1 長崎市高島町高島港標識A号 2 1から120度450メートルのところ 3 4から40度100メートルのところ 4 同市同町高島港標識B号	11月1日から3月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない
		なまこ漁業（深堀地区）	共同漁業権南共第40号の区域	11月1日から3月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない
		なまこ漁業（神ノ島東地区）	長崎市高鉾島周辺50mの区域。ただし共同漁業権南共第43号の区域は除く	11月1日から3月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象としない	対象としない

県南海区許可（西彼海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
一	なまこ漁業	なまこ漁業（神ノ島西地区）	1 から7の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市神ノ島町神ノ島工業用地埋立地北角 2 1から311度220メートルのところ 3 同市同町神ノ島工業用地埋立地護岸標識（1より南方海岸沿いに317メートルのところ）から270度220メートルのところ 4 同市同町同標識から260度30分220メートルのところ 5 7から357度515メートルのところ 6 7から289度210メートルのところ 7 同市同町墓の下鼻北西端	11月1日から 3月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住 所を有する者	対象としない	対象としない
		なまこ漁業（福田地区）	1 から9の点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれたサンセットマリーナ周辺の海面 1 長崎市福田本町標識A 2 1から200度30分162メートルのところ 3 1から172度451メートルのところ 4 1から155度542メートルのところ 5 1から145度536メートルのところ 6 1から134度460メートルのところ 7 1から129度478メートルのところ 8 1から104度30分267メートルのところ 9 同市同町標識B（1から103度30分218メートルのところ）	11月1日から 3月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住 所を有する者	対象としない	対象としない
		なまこ漁業（神ノ浦地区）	1、2、3の各点を順次結んだ各直線と4、5の点を結んだ直線及び3から4、5から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた神ノ浦港内 1 長崎市神浦江川町神浦海岸標識A号 2 3から52度30分205メートルのところ 3 同市神浦向町神浦港南防波堤標識A（南防波堤付根から防波堤沿いに418メートルのところ） 4 同市同町神浦港南防波堤標識B 5 同市同町神浦海岸標識B（神浦向町）	11月1日から 3月31日	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住 所を有する者	対象としない	対象としない
		なまこ漁業（大島地区）	1、2、3、4、5、6、7、8の各点を順次結んだ各直線、9と10の点を結んだ直線、11と12の点を結んだ直線及び各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市大島町黒瀬下り松鼻東南標識 2 1から190度30分342メートルのところ 3 1から146度30分800メートルのところ 4 同市同町ハチフリ南端標識から93度30分250メートルのところ 5 同市同町ハチフリ南端標識から92度77メートルのところ 6 同市同町ハチフリ南端標識から123度6メートルのところ 7 同市同町馬込標識A号 8 同市同町馬込標識B号 9 同市同町馬込標識C号 10 同市同町馬込標識D号 11 同市同町間瀬標識A号 12 同市同町間瀬標識B号	11月1日から 3月31日	定めなし	定めなし	長崎県西海市に住 所を有する者	対象としない	対象としない

県南海区許可（西彼海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
一	なまこ漁業	なまこ漁業（崎戸地区）	共同漁業権南共第56号の区域	12月21日から2月28日まで	定めなし	定めなし	長崎県西海市に住所を有する者	対象としない	対象としない

県南海区許可（大村湾海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
手繰第2種自家用餌料びき網漁業	小型機船底びき網漁業	手繰第2種自家用餌料びき網漁業（多良見町地区）	共同漁業権南共第65号の区域	5月1日から11月30日まで	漁船法施行規則（平成13年農林水産省令第153号（以下、「新規則」という。））の適用を受けて計画出力（単位：キロワット）による表示を行う船舶については52キロワット以下、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則（平成9年農林水産省令第37号）に基づく馬力数（計算式＝ $C D^2 N$ ）が適用される船舶については20馬力以下	15トン未満	長崎県長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵郡、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料びき網漁業（瀬川地区）	次の2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と海岸線によって囲まれた区域 「基点」 1. 長崎県佐世保市針尾西町口木崎 2. 長崎県西海市猪ノ首北端 3. 長崎県西海市白南風崎北端 4. 長崎県佐世保市針尾西町針尾鼻崎変電所跡コンクリート構築物南角（同町20番地西端） 「点」 イ. 基点1と2を結ぶ直線と共同漁業権南第62号の外郭線との交点 ロ. 基点3と4を結ぶ直線と共同漁業権南第62号の外郭線との交点	1月1日から12月31日まで	漁船法施行規則（平成13年農林水産省令第153号（以下、「新規則」という。））の適用を受けて計画出力（単位：キロワット）による表示を行う船舶については52キロワット以下、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則（平成9年農林水産省令第37号）に基づく馬力数（計算式＝ $C D^2 N$ ）が適用される船舶については20馬力以下	15トン未満	長崎県長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵郡、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
手繰第3種なまこけた網漁業		手繰第3種なまこけた網漁業（大村湾南部地区）	共同漁業権南共第64号の区域	11月1日から2月末まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵郡、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（多良見町地区）	共同漁業権南共第65号の区域	11月1日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵郡、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（大村湾海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
2 そうびきさより船びき網漁業	機船船びき網漁業	2 そうびきさより船びき網漁業（西彼町地区）	共同漁業権南共第63号の区域	11月15日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵郡、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
かりさし網漁業	さし網漁業	かりさし網漁業（西彼町地区）	共同漁業権南共第63号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵郡、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわしいかかご漁業	かご漁業	はえなわしいかかご漁業（西彼町地区）	共同漁業権南共第63号の区域	2月20日から6月20日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵郡、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
いわし地びき網漁業	地びき網漁業	いわし地びき網漁業（瀬川地区）	共同漁業権南共第62号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵郡、西彼杵郡に住所を有する者	対象としない	対象としない
		いわし地びき網漁業（西彼町地区）	共同漁業権南共第63号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵郡、西彼杵郡に住所を有する者	対象としない	対象としない

県南海区許可（橘湾海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
手繰第3種なまこけた網漁業	小型機船底びき網漁業	手繰第3種なまこけた網漁業（有喜地区）	共同漁業権南共第26、27号の区域	共同漁業権南共第26号の区域 1月15日から3月31日まで 共同漁業権南共第27号の区域 11月1日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県諫早市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（江ノ浦地区）	共同漁業権南共同第28号の区域	11月1日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県諫早市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（池下地区）	共同漁業権南共同第29号の区域	11月1日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県諫早市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（千々石地区）	共同漁業権南共第25、26号の区域	1月15日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種なまこけた網漁業（小浜地区）	共同漁業権南共第23、24号の区域	1月15日から3月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
いわし、あじすくい網漁業	すくい網漁業	いわし、あじすくい網漁業（戸石地区）	共同漁業権南共第30号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象とする	対象とする
きすこぎさし網漁業	さし網漁業	きすこぎさし網漁業（小浜地区）	共同漁業権南共第23、24号の区域	5月1日から7月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きすこぎさし網漁業（有喜地区）	共同漁業権南共第27号の区域	5月1日から7月31日まで及び10月1日から10月31日	定めなし	定めなし	長崎県諫早市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（橘湾海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
なまこ、うに、さざえ、あわび、にな、もずく、わかめ、ひじき潜水器漁業	潜水器漁業	なまこ、うに、さざえ、あわび、にな、もずく、わかめ、ひじき潜水器漁業（池下地区）	①共同漁業権南共第29号の区域のうち、諫早市飯盛町川下平瀬突端と上ノ島東端とを結ぶ直線及びその延長線以東の区域	なまこ 12月1日から3月31日まで うに 12月1日から8月31日まで さざえ 1月1日から12月31日まで あわび 12月21日から10月31日まで にな 1月1日から12月31日まで もずく 2月1日から7月31日まで わかめ 12月1日から5月31日まで ひじき 2月1日から7月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県諫早市に住所を有する者	対象としない	対象とする

県南海区許可（橘湾海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
なまこ、うに、さざえ、あわび、にな、もずく、わかめ、ひじき潜水器漁業	潜水器漁業	なまこ、うに、さざえ、あわび、にな、もずく、わかめ、ひじき潜水器漁業（有喜地区）	①共同漁業権南共第27号の区域のうち、諫早市松里町七曲がり突端から真方位180度の線以東の区域	なまこ 12月1日から3月31日まで うに 4月1日から8月31日まで さざえ 1月1日から12月31日まで あわび 12月21日から10月31日まで にな 1月1日から12月31日まで もずく 4月1日から7月31日まで わかめ 12月1日から5月31日まで ひじき 2月1日から7月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県諫早市に住所を有する者	対象としない	対象とする
一重さし網漁業、三重さし網漁業	固定式さし網漁業	一重さし・三重さし網漁業（橘湾東部地区）	共同漁業権南共第20、21、22、23、24、25号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
一重さし網漁業		一重さし網漁業（戸石地区）	共同漁業権南共第30号の区域	12月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市に住所を有する者	対象とする	対象とする
雑魚地びき網漁業	地びき網漁業	雑魚地びき網漁業（橘湾東部地区）	共同漁業権南共第24号のうち、次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 点 ア 32° 45'21.50"N 130° 12'20.10"E イ 32° 45'16.90"N 130° 12'09.50"E ウ 32° 45'10.30"N 130° 12'14.10"E エ 32° 45'14.90"N 130° 12'26.30"E	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象としない	対象としない

県南海区許可（橘湾海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
2 そうびきいわし船びき網漁業	機船船びき網漁業	2 そうびきいわし船びき網漁業（南串山地区）	(1)共同漁業権南共第20号の区域 (2)雲仙市南串山町地先海面であって次の線に囲まれた区域で、共同漁業権南共第20号を除いた区域。 ①南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界から真方位270度の線。 ②雲仙市南串山町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界から真方位315度の線。 ③雲仙市南串山町における最高高潮時海岸線から距岸4,000メートルの線。	共同漁業権漁場 1月1日から12月31日まで 共同漁業権外漁場 6月1日から8月31日まで	漁船法施行規則（平成13年農林水産省令第153号（以下、「新規則」という。））の適用を受けて計画出力（単位：キロワット）による表示を行う船舶については80キロワット以下、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則（平成9年農林水産省令第37号（以下、「旧規則」という。））に基づく馬力数（計算式＝ $C D^2 N$ ）が適用される船舶については馬力数25以下であって、申請のあった推進機関の馬力数。	6トン未満	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		2 そうびきいわし船びき網漁業（小浜地区）	次のイ、ロ、ニ、ハの各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 イ 雲仙市小浜町と同市千々石町との最高高潮時海岸線における境界点。 ロ イから真方位270度、4,000メートルの点。 ハ 雲仙市南串山町と同市小浜町との最高高潮時海岸線における境界点。 ニ ハより真方位315度、4,000メートルの点。	共同漁業権漁場 1月1日から12月31日まで 共同漁業権外漁場 6月1日から8月31日まで	漁船法施行規則（平成13年農林水産省令第153号（以下、「新規則」という。））の適用を受けて計画出力（単位：キロワット）による表示を行う船舶については80キロワット以下、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則（平成9年農林水産省令第37号（以下、「旧規則」という。））に基づく馬力数（計算式＝ $C D^2 N$ ）が適用される船舶については馬力数25以下であって、申請のあった推進機関の馬力数。	6トン未満	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（橘湾海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
いわし、いかなご、このしろ敷網漁業	敷網漁業	いわし、いかなご、このしろ敷網漁業（橘湾東部地区）	次のイ、ロ、ハを順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、共同漁業権南共第26、27、28及び29号の区域を除く。 基点1 諫早市飯盛町下ノ島南端 基点2 熊本県天草郡苓北町牡蛎瀬崎（四季咲岬）突端 基点3 長崎市岳尾鼻 基点4 南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界から270度2,000メートルのところ イ 基点2から基点1に至る線の延長線と最高高潮時海岸線との交点 ロ 基点1から基点2に至る線と基点3から基点4に至る線との交点 ハ 基点3から基点4に至る線の延長線と最高高潮時海岸線との交点	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		いわし、いかなご、このしろ敷網漁業（江の浦地区）	次のイ、ロ、ハを順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、共同漁業権南共第20、23、24、25、26、27、29号の区域を除く。 基点1 諫早市飯盛町下ノ島南端 基点2 熊本県天草郡苓北町牡蛎瀬崎（四季咲岬）突端 基点3 長崎市岳尾鼻 基点4 南島原市加津佐町と雲仙市南串山町との最高高潮時海岸線における境界から270度2,000メートルのところ イ 基点2から基点1に至る線の延長線と最高高潮時海岸線との交点 ロ 基点1から基点2に至る線と基点3から基点4に至る線との交点 ハ 基点3から基点4に至る線の延長線と最高高潮時海岸線との交点	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県諫早市に住所を有する者	対象とする	対象とする
きす流し網漁業	流し網漁業	きす流し網漁業（南串山地区）	A海域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点をイロ、ロニ、ニヘ、ヘホ、ホハ、ハイに結んだ直線で囲まれた区域。 イ 雲仙市南串山町国崎北端から真方位315度の線上3,000メートルの点 ロ 同上線上4,000メートルの点 ハ 雲仙市南串山町国崎北端から長崎市為石町メボシ崎に至る線上国崎北端から3,000メートルの点 ニ 同上線上4,000メートルの点 ホ 南島原市加津佐町権田鼻から長崎市野母崎榊島町榊島南端に至る線上権田鼻から3,100メートルの点 ヘ 同上線上4,000メートルの点 B海域 次のイ、ロ、ハ、ホ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権共第19号を除く イ 雲仙市南串山町国崎北端 ロ イから真方位315度の線上イから3,000メートルの点。 ハ イから長崎市為石町メボシ崎に至る線上イから3,000メートルの点 ニ 南島原市加津佐町権田鼻 ホ ニから長崎市野母崎榊島町榊島南端に至る線上ニから3,100メートルの点。	A海域 4月1日から6月30日まで B海域 4月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（橘湾海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
きす流し網漁業	流し網漁業	きす流し網漁業（加津佐地区）	<p>A海域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点をイロ、ロニ、ニへ、へホ、ホハ、ハイに結んだ直線で囲まれた区域。</p> <p>イ 雲仙市南串山町国崎北端から真方位315度の線上3,000メートルの点 ロ 同上線上4,000メートルの点 ハ 雲仙市南串山町国崎北端から長崎市為石町メボシ崎に至る線上国崎北端から3,000メートルの点 ニ 同上線上4,000メートルの点 ホ 南島原市加津佐町権田鼻から、長崎市野母崎樺島町樺島南端に至る線上権田鼻から3,100メートルの点 へ 同上線上4,000メートルの点</p> <p>B海域 共同漁業権南共第19号の区域及び次のイ、ロ、ニ、ハの各点を順次結んだ各直線と最高々潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権南共第20号を除く。</p> <p>イ 雲仙市南串山町国崎北端 ロ イから長崎市為石町メボシ崎に至る線上イから3,000メートルの点 ハ 南島原市加津佐町権田鼻 ニ ハから長崎市野母崎樺島町樺島南端に至る線上ハから3,100メートルの点</p>	<p>A海域 4月1日から6月30日まで B海域 4月1日から11月30日まで</p>	定めなし	定めなし	長崎県南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
一重さし網漁業	固定式さし網漁業	一重さし網漁業（有喜地区）	<p>共同漁業権南共第27号の区域、及び次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ直線によって囲まれる区域。</p> <p>基点1 諫早市森山町唐比西湯掘地先亀石 基点2 諫早市早見町と同市飯盛町後田との最高高潮時海岸線における境界</p> <p>点イ 1から真方位180度2,000メートルのところ。 点ロ 1から真方位180度3,000メートルのところ。 点ハ 2から真方位145度4,000メートルのところ。 点ニ 2から真方位145度3,000メートルのところ。</p>	12月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県諫早市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		一重さし網漁業（小浜地区①）	<p>長崎県諫早市蓮華石山頂と熊本県天草郡苓北町牡蠣瀬崎（四季咲岬）突端を結ぶ直線以東の橘湾（南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）と長崎市野母崎樺島町樺島南端とを結ぶ線内の海面）。</p> <p>ただし、南共第18、19、20、23、24、25、26、27号の各共同漁業権漁場を除く。</p>	4月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		一重さし網漁業（小浜地区②）	<p>長崎県諫早市蓮華石山頂と熊本県天草郡苓北町牡蠣瀬崎（四季咲岬）突端を結ぶ直線以東の橘湾（南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）と長崎市野母崎樺島町樺島南端とを結ぶ線内の海面）。</p> <p>ただし、南共第18、19、20、23、24、25、26、27号の各共同漁業権漁場を除く。</p>	12月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		一重さし網漁業（南串山地区①）	<p>長崎県諫早市蓮華石山頂と熊本県天草郡苓北町牡蠣瀬崎（四季咲岬）突端を結ぶ直線以東の橘湾（南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）と長崎市野母崎樺島町樺島南端とを結ぶ線内の海面）。</p> <p>ただし、南共第18、19、20、23、24、25、26、27号の各共同漁業権漁場を除く。</p>	12月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（橘湾海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
はえなわ式いかかご漁業	かご漁業	はえなわ式いかかご漁業（南串山地区）	基点1、点イ、点ロ、基点5を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権南共第19号の区域を除く。 基点1 雲仙市南串山町国崎北端 基点2 長崎市牧島町牧島南西端 基点3 雲仙市小浜町立崎西端 基点4 長崎市野母崎樺島町樺島東端 基点5 南島原市加津佐町権田鼻 基点6 長崎市北浦町赤崎鼻 点イ 基点1と基点2を結ぶ直線と、基点3と基点4を結ぶ直線との交点 点ロ 基点3と基点4を結ぶ直線と、基点5と基点6を結ぶ直線との交点	2月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式いかかご・ぬたうなぎかご漁業（南串山地区）	基点1、点イ、点ロ、基点5を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権南共第19号の区域を除く。 基点1 雲仙市南串山町国崎北端 基点2 長崎市牧島町牧島南西端 基点3 雲仙市小浜町立崎西端 基点4 長崎市野母崎樺島町樺島東端 基点5 南島原市加津佐町権田鼻 基点6 長崎市北浦町赤崎鼻 点イ 基点1と基点2を結ぶ直線と、基点3と基点4を結ぶ直線との交点 点ロ 基点3と基点4を結ぶ直線と、基点5と基点6を結ぶ直線との交点	2月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
さわら流し網漁業	流し網漁業	さわら流し網漁業（橘湾地区①）	橘湾。ただし、共同漁業権漁場を除く。	4月1日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		さわら流し網漁業（橘湾地区②）	橘湾。ただし、共同漁業権漁場を除く。	9月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式つぼ漁業	たこつぼ漁業	はえなわ式つぼ漁業（加津佐地区）	橘湾のうち、次のイ、ロ、ハ、ニの各点を結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面。ただし、南共第19号共同漁業権区域を除く。 点イ 南島原市口之津町と同市加津佐町との境界点 点ロ 南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から長崎市野母崎樺島町樺島南端に至る線と南島原市口之津町と同市加津佐町との境界点より240度の延長線との交点 点ハ 南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から長崎市野母崎樺島町樺島南端に至る線と諫早市蓮華山頂から熊本県天草郡苓北町牡蠣瀬崎突端に至る線の交点 点ニ 南島原市加津佐町権田鼻	5月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（橘湾海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
一重さし網漁業	固定式さし網	一重さし網漁業（小浜地区③）	<p>次のA及びBの区域とする。</p> <p>（操業区域A） 次のイ、ロ、ハ、ヘ、ト、チの各点を順次結んだ直線によって囲まれる区域。 点イ 雲仙市小浜町富津と同市千々石町乙との最高高潮時海岸線における境界から真方位270度2,000メートルのところ。 点ロ 同市小浜町富津弁天崎から真方位240度2,000メートルのところ。 点ハ 同市同町金浜と同町浜口との最高高潮時海岸線における境界から真方位315度2,000メートルのところ。 点ヘ ハ点から真方位315度1,000メートルのところ。 点ト ロ点から真方位240度1,000メートルのところ。 点チ イ点から真方位270度1,000メートルのところ。</p> <p>（操業区域B） 次のハ、ニ、ホ、ヘ各点を順次結んだ直線によって囲まれる区域。 点ハ 雲仙市小浜町金浜と同町浜口との最高高潮時海岸線における境界から真方位315度2,000メートルのところ。 点ニ 同市同町飛子と同市南串山町甲の最高高潮時海岸線における境界から真方位315度2,000メートルのところ。 点ホ ニ点から真方位315度1,000メートルのところ。 点ヘ ハ点から真方位315度1,000メートルのところ。</p>	12月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		一重さし網漁業（南串山地区②）	<p>【A区域】 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んだ直線によって囲まれる区域。 基点1 雲仙市南串山町国崎半島北端。 基点2 同市同町国崎半島西端。 基点3 雲仙市と南島原市との最高高潮時海岸線における境界。 点イ 1から真方位315度の線と共同漁業権南共第20号の外郭線との交点。 点ロ 2から真方位270度2,000メートルのところ。 点ハ 3から真方位270度2,000メートルのところ。 点ニ 3から真方位270度3,000メートルのところ。 点ホ 2から真方位270度3,000メートルのところ。 点ヘ 1から真方位315度3,000メートルのところ。</p> <p>【B区域】 次のイロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘイの各線によって囲まれる区域。 基点1 雲仙市南串山町甲と同市小浜町飛子との最高高潮時海岸線における境界。 基点2 同市南串山町国崎半島西端。 基点3 同市同町国崎半島北端。 点イ 3から真方位315度1,340メートルのところ。 点ロ 2から真方位0度2,000メートルのところ。 点ハ 1から真方位315度2,000メートルのところ。 点ニ ハから真方位315度1,000メートルのところ。 点ホ ロから真方位315度1,000メートルのところ。 点ヘ イから真方位315度1,000メートルのところ。</p>	A区域：5月1日から9月30日まで B区域：12月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（橘湾海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
一重さし網漁業	固定式さし網	一重さし網漁業（南串山地区③）	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ直線によって囲まれる区域。</p> <p>基点1 雲仙市南串山町国崎半島北端。</p> <p>基点2 同市同町国崎半島西端。</p> <p>基点3 雲仙市と南島原市との最高高潮時海岸線における境界。</p> <p>点イ 1から真方位315度の線と共同漁業権南共第20号の外郭線との交点。</p> <p>点ロ 2から真方位270度2,000メートルのところ。</p> <p>点ハ 3から真方位270度2,000メートルのところ。</p> <p>点ニ 3から真方位270度3,000メートルのところ。</p> <p>点ホ 2から真方位270度3,000メートルのところ。</p> <p>点へ 1から真方位315度3,000メートルのところ。</p>	5月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
三重さし網漁業		三重さし網漁業（加津佐地区）	<p>橘湾のうち、次のイ、ロ、ニ、ホの各点を結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面。</p> <p>ただし、共同漁業権南共第19号を除く。</p> <p>イ 南島原市口之津町と南島原市加津佐町との境界点</p> <p>ロ 南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から長崎市野母崎樺島町樺島南端に至る線と南島原市口之津町と同市加津佐町との境界点より240度の延長線との交点</p> <p>ハ 南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から長崎市野母崎樺島町樺島南端に至る線と諫早市蓮華石山頂から熊本県天草郡苓北町牡蠣瀬崎突端に至る線との交点</p> <p>ニ 諫早市蓮華石山とロを結ぶ線と南島原市加津佐町権田鼻とハを結ぶ線との交点</p> <p>ホ 南島原市加津佐町権田鼻</p>	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（有明海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
手繰第3種漁業	小型機船底びき網漁業	手繰第3種漁業（南有馬地区）	共同漁業権南共同第17号の区域	5月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第3種漁業（口ノ津地区）	共同漁業権南共同第18号の区域	5月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
1そうびきべら船びき網漁業	機船船びき網漁業	1そうびきべら船びき網漁業（南有馬地区）	共同漁業権南共第17号の区域のうち、次のイ、ロ、ハ、ホ、ニの各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 イ 南島原市南有馬町浦田名駒崎鼻 ロ イより熊本県上天草市湯島灯台を見通した線上、イより1,000メートルの点 ハ イより真方位180度、1,500メートルの点 ニ 南島原市南有馬町吉川名菖蒲田沖油瀬 ホ ニより真方位180度、500メートルの点	5月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
ひら、このしろ流し網漁業	流し網漁業	ひら、このしろ流し網漁業（諫早湾地区）	共同漁業権南共第1号の区域。ただし、国営諫早湾干拓事業の潮受堤防東側法尻線から東側50m線以西の区域並びに共同漁業権南共第2号、同第3号、同第4号、及び同第5号の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県諫早市、雲仙市に住所を有する者	対象とする	対象とする
すずき流し網漁業		すずき流し網漁業（諫早湾地区）	共同漁業権南共第1号の区域。ただし、国営諫早湾干拓事業の潮受堤防東側法尻線から東側50m線以西の区域並びに共同漁業権南共第2号、同第3号、同第4号、及び同第5号の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県諫早市、雲仙市に住所を有する者	対象とする	対象とする
えび流し網漁業		えび流し網漁業（諫早湾地区）	共同漁業権南共第1号の区域。ただし、国営諫早湾干拓事業の潮受堤防東側法尻線から東側50m線以西の区域並びに共同漁業権南共第2号、同第3号、同第4号、及び同第5号の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県諫早市、雲仙市に住所を有する者	対象とする	対象とする
きす流し網漁業		きす流し網漁業（南共第79号海域）	共同漁業権南共第79号の区域。ただし、南共第5号から第12号までの各共同漁業権漁場を除く。	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島原市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		すくい網漁業	いわし、いかなご、あじすくい網漁業（口ノ津地区）	共同漁業権南共第18号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南島原市に住所を有する者	対象とする
えびげんじき網漁業	げんじき網漁業	えびげんじき網漁業（西有家町地区）	共同漁業権南共第15号の区域	9月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島原市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
さわら、さめ流し網漁業	流し網漁業	さわら、さめ流し網漁業（有明海域①）	有明海。ただし、南共第1号から南共第18号までの各共同漁業権漁場を除く。	10月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島原市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
えびげんじき網漁業	げんじき網漁業	えびげんじき網漁業（有明海域）	有明海。ただし、長崎県南島原市有家町堂崎観音鼻と熊本県上天草市大矢野町羽干島とを結ぶ線以南の海面および南共第1、5、6、7、8、9、10、11、12、13号の各共同漁業権漁場を除く。	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島原市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする

県南海区許可（有明海区）

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
1 すぐち網漁業	ごち網漁業	1 すぐち網漁業（布津町地区）	<p>南島原市布津町大崎鼻突端から真方位（以下同じ）90度の線以南の有明海のうち、次のA、B、C及びDの海域とする。</p> <p>A海域：下記の点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トを順次結んだ各直線と海岸線によって囲まれた海域。ただし共同漁業権南共第12、13、14、15号の区域及び同漁業権の外郭線から沖出し500メートル以内の区域を除く。</p> <p>B海域：下記の点ヌ、ニ、ホ、ヘ、チ、リを順次結んだ各直線と海岸線によって囲まれた海域。ただし共同漁業権天共第2号の区域及び同漁業権の外郭線から沖出し500メートル以内の区域を除く。</p> <p>C海域：下記の点チ、リ、ヌ、ル、オを順次結んでチに至る各直線によって囲まれた海域。ただし共同漁業権天共第2号の区域及び同漁業権の外郭線から沖出し500メートル以内の区域を除く。</p> <p>点イ 南島原市布津町大崎鼻突端。 点ロ 南島原市布津町大崎鼻突端から90度8,000メートルの点。 点ハ 熊本県三角灯台と三角岳山頂を見通した線上、大瀬戸の中央点から326度5,272メートルの点。 点ニ 南島原市有家町堂崎観音鼻と熊本県上天草市羽干島を結ぶ直線と、点ハと点ヌを結ぶ直線との交点。 点ホ 南島原市口之津町権現山頂上と同市南有馬町宮崎を結ぶ直線の延長線と有家町堂崎観音鼻と熊本県上天草市羽干島を結ぶ直線との交点。 点ヘ 南島原市口之津町権現山頂上と同市南有馬町宮崎を結ぶ直線の延長線と点トと旧鬼池港防波堤突端（鬼池港防波堤灯台跡）を結ぶ直線との交点。 点ト 南島原市有家町白崎突端。 点チ 南島原市南有馬町宮崎と点リを結ぶ直線と、点トと旧鬼池港防波堤突端（鬼池港防波堤灯台跡）を結ぶ直線との交点。 点リ 熊本県上天草市湯島灯台。 点ヌ 熊本県上天草市湯島南東端。 点ル 点リと亀島北端を結ぶ直線と、南島原市口之津灯台と熊本県上天草市上津浦港北防波堤灯台を結ぶ直線との交点。 点オ 点トと旧鬼池港防波堤突端（鬼池港防波堤灯台跡）を結ぶ直線と、南島原市口之津灯台と熊本県上天草市上津浦港北防波堤灯台を結ぶ直線との交点。</p> <p>D海域：湯島南方の有明海のうち、次の各線により囲まれた海域とする。</p> <p>イ線 熊本県上天草市湯島灯台と熊本県上天草市亀島北端とを結んだ直線。 ロ線 長崎県南島原市口之津灯台と熊本県上天草市上津浦港北防波堤灯台とを結んだ直線。 ハ線 熊本県上天草市御領港1号防波堤灯台と熊本県上天草市湯島南東端とを結んだ直線。 ニ線 共同漁業権天共第2号の区域の沖出し500メートルの線</p>	<p>A海域 1月1日から12月31日まで</p> <p>B海域 11月1日から4月30日まで</p> <p>C海域 5月16日から3月14日まで</p> <p>D海域 10月1日から3月14日まで</p>	<p>漁船法施行規則（平成13年農林水産省令第153号（以下、「新規則」という。））の適用を受けて計画出力（単位：キロワット）による表示を行う船舶については80キロワット以下、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則（平成9年農林水産省令第37号（以下、「旧規則」という。））に基づく馬力数（計算式＝$C D^2 N$）が適用される船舶については馬力数25以下であって、申請のあった推進機関の馬力数。</p>	5トン未満	長崎県南島原市布津町に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式つぼ漁業	たこつぼ漁業	はえなわ式つぼ漁業（有明海南部海域）	長崎県南島原市布津町大崎鼻突端から真方位90度の線以南の有明海。ただし、共同漁業権漁場を除く。	4月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島原市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
三重さし網漁業	固定式さし網漁業	三重さし網漁業（西有家町地区）	<p>有明海のうち長崎県南島原市南有馬町古城鼻と熊本県上天草市湯島灯台とを結ぶ直線以西の長崎県海域。</p> <p>ただし、長崎県南島原市口之津町宮崎鼻と熊本県上天草市旧鬼池港防波堤突端（鬼池港防波堤灯台跡）とを結ぶ直線以西の有明海及び共同漁業権漁場を除く。</p>	10月16日から3月15日まで	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島原市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
あんこう網漁業	待網漁業	あんこう網漁業（有明海南部海域）	有明海。ただし、長崎県南島原市有家町堂崎観音鼻と熊本県上天草市羽干島とを結ぶ線以南の海面及び共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島原市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式いかかご	かご漁業	はえなわ式いかかご漁業（深江町地区）	有明海。ただし、長崎県南島原市有家町堂崎観音鼻と熊本県上天草市大矢野町羽干島とを結ぶ線以南の海面及び共同漁業権漁場を除く。	1月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県雲仙市、島原市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする